

ワークショップ 「将来の不確実事象をめぐる会計問題」の様

1. はじめに

日本銀行金融研究所では、会計に関する研究の一環として、2007年3月9日、「将来の不確実事象をめぐる会計問題」をテーマにワークショップ（座長：黒川行治 慶應義塾大学商学部・大学院商学研究科教授）を開催した。

将来の不確実な事象に伴って発生する経済的便益の流出・流入を、会計上、どのように認識し、測定すべきかという論点は、引当金や偶発負債の会計処理をめぐる議論を中心として、理論および会計基準設定の両面で大きな問題と考えられてきた。とくに、近年の企業会計に関する考え方の潮流（財務報告目的における投資家等への情報提供機能の重視、資産負債アプローチへの傾斜、資産負債の評価方法の見直し等）のなかで、この問題の重要性はさらに高まっている。本ワークショップは、こうした問題意識のもと、非金融負債（負債サイド）と担保（資産サイド）を題材に将来の不確実な事象をめぐる会計問題について議論し、それを通じて資本市場の重要なインフラである会計情報の提供のあり方に関する議論を深めることを目的に開催された。

また、本ワークショップでは、会計学だけでなく、法律学や経済学のような関連諸分野を含めた幅広い観点からの分析・検討を行うという考え方にに基づき、さまざまな専門領域の先生方の参加を得た。本ワークショップのラウンド・テーブル参加者およびプログラムは、次のとおりである。

<ラウンド・テーブル参加者>（五十音順、肩書はワークショップ開催時点）

岩村 充	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授
川村義則	早稲田大学商学部・大学院会計研究科助教授（日本銀行金融研究所客員研究員）
岸田雅雄	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
黒川行治	慶應義塾大学商学部・大学院商学研究科教授（座長）
佐藤信彦	明治大学大学院会計専門職研究科教授

本稿に示された意見はすべて発言者ら個人に属し、その所属する組織の公式見解を示すものではない。

徳賀芳弘 京都大学大学院経済学研究科教授
森田 修 東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授
柳川範之 東京大学大学院経済学研究科・経済学部助教授
日本銀行 岩田一政（副総裁） 高橋 亘（金融研究所長）
橋口 和（金融研究所企画役） 古市峰子（金融研究所企画役補佐）
政岡孝宏（同志社大学 金融研究所客員研究生）

<プログラム>

開催趣旨説明（高橋）
報告1：「非金融負債をめぐる会計問題」（報告者：川村助教授）
コメント：佐藤教授、岸田教授、岩村教授
報告2：「担保の会計処理をめぐる一考察」（報告者：古市）
コメント：徳賀教授、森田教授、柳川助教授
全体討論
座長総括コメント（黒川教授）

以下では、本ワークショップにおける報告およびコメント(2節)、全体討論(3節)ならびに座長の総括コメント(4節)について、その概要を紹介する(以下、敬称略。文責：金融研究所)。

2. 報告およびコメント

(1) 報告1 「非金融負債をめぐる会計問題」

イ. 川村報告

川村は、報告論文¹に基づき、非金融負債（引当金、偶発負債等）をめぐる会計問題について、主に国際会計基準審議会（IASB）が米国財務会計基準審議会（FASB）との共同プロジェクトの成果として2005年6月に公表した公開草案「IAS第37号『引当金、偶発負債および偶発資産』」ならびにIAS第19号『退職給付』の改訂¹（以下、「IASB公開草案」）を参考に、以下のような論点の整理・検討を行った。

非金融負債については、伝統的には、将来の経済的資源の流出が生じる蓋然性が一定の閾値を超えたときにその認識と測定を行うというアプローチがとられており、現行の日本基準、国際会計基準および米国基準も、概ねこのアプローチを採用している。

こうしたなか、IASB公開草案では、引当金、偶発負債、偶発資産という用語

.....
1 同論文は、若干の加筆・修正のうえ、後掲。

を廃止するとともに、非金融負債についても、すでに履行準備のための無条件債務を負担している場合には、蓋然性の程度にかかわらず、それを負債として認識するという処理が提案されている。すなわち、契約上の債務は、将来の不確実事象にその履行が依存する「条件付債務」と、その履行のために時の経過以外の要因が要求されない「無条件債務」ないし「待機中の債務」(以下、「待機中の債務」で統一)の2つに分類され、後者はそれ自体で存在する一方で、前者は「待機中の債務」を必然的に伴うというように、重層構造となっているとされる。そのうえで、非金融負債について、「待機中の債務」につき負債の定義を満たし、かつ信頼性を持って測定可能である場合には、負債として認識すること、その測定は、貸借対照表日において現在の債務を清算または第三者に移転するために必要な「合理的支払額」によって行うこと、毎期、再測定することが提案されている。ここで「合理的支払額」とは、契約や市場において観察される額、あるいは観察できない場合には「期待キャッシュ・フロー・アプローチ」(生起しうる複数のキャッシュ・フローの確率的加重平均値を求めるアプローチ)をベースに見積る額とされている。ここでは、最も生起しうる可能性が高い金額(最頻値)は、必ずしも「合理的支払額」を表現しないと考えられている。

こうしたIASB公開草案を参考に、主に資産負債アプローチの視点から、非金融負債の定義、原始認識と原始測定、再測定をめぐる論点について、整理・検討する。その際、IASB公開草案で示されているように、負債を重層構造で捉える視点は極めて重要と考えている。

非金融負債の定義と原始認識をめぐることは、将来の経済的犠牲について一定の蓋然性を要求するか、負債の定義として「将来の経済的便益の犠牲」と「現在の債務」のいずれに重点を置くか、測定の信頼性を負債の定義および認識要件に含めるかが論点となる。このうち、については、負債の重層構造の観点からみれば「現在の無条件債務」は明らかに存在するため、蓋然性は問うべきではないということになる。なお、企業の負債認識に対する規律付けを図るという視点からみて、企業に対して、蓋然性の程度を問わずに、負債の定義を満たすすべての項目について認識するかどうかの検討を求めることは重要とも考えられる。についても、負債の重層構造を踏まえると、会計上の負債の定義において、認識の対象は「現在の債務」であること、よって「将来の経済的便益の犠牲」は「現在の債務」を負担することの帰結であることを明示するほうが望ましい。さらにについては、認識には測定が伴うことから、測定の信頼性を認識要件とすることは論理的には必然と考えられるものの、どの程度の信頼性が要求されるのかについてあまりにも漠然としているため、要件として現実に機能するかは疑問でもある。

そもそもIASB公開草案は、すべての非金融負債を会計上同じように扱おうとするものであるが、こうした包括的な議論が可能かは疑問でもある。例えば、対価の有無、契約の有無や法的債務性の有無、単一事象負債かポートフォリオ負債か、データベースの利用可能性の有無によっても、負債の測定の信頼性

に与える影響は異なると考えられる。そして、こうした違いが負債の認識と測定
の具体的なアプローチ（会計基準）において本質的な差異をもたらすのであると
すれば、すべての非金融負債をひとくくりに論じるのは困難であろう。

負債の測定をめぐるのは、その測定値を入口価値（受取対価額）と出口価値
（清算価額 履行原価または解放原価）に分類して考え、それらを比較すること
で負債にかかる「企業にとっての価値」を求めるという考え方がある。この観点
から、IASB公開草案のいう「合理的支払額」とは何かを検討すると、字義通り
に解せば、履行原価と解放原価の選択肢を含めた「清算価額」を意味していると
解される。その一方で、資産の場合における公正価値と類似した測定手続を想定
していることを踏まえると、「解放価値」を表現しているようにも解される。仮
に「解放価値」による測定を要求しているのであれば、対価の有無や単一
事象負債とポートフォリオ負債の区別という問題が測定と無関係になる等、結
論は比較的単純となる一方、第三者への移転を想定した解放原価が非金融負債の
測定属性として目的適合性を有するのかが問われることになる。この点、負債
にかかる「企業にとっての価値」の議論からすると、出口価値で負債を測定する
ことに合理性が認められる状況、すなわち「受取対価額 < 清算価額」である場
合が限られており、入口価値で測定することに合理性が認められる状況もあるとい
えよう。

さらに、負債にかかる「企業にとっての価値」という観点からは、減損会計と
の関係が重要になる。例えば、あるプロジェクトの収益性が低下した場合、当該
プロジェクトを構成する長期性の非金融資産に対して減損会計が適用されること
になるだろうが、そうした資産が存在しない（例えば、オペレーティング・リースに
よって設備を調達している）場合には、当該プロジェクトの収益性の低下を負債
に反映させる会計処理が考えられる。すなわち、負債の負担増加として負債の簿
価を増額させるという、非金融資産の場合との対称的な処理が考えられる。

以上の検討から、今後の非金融負債の定義、原始認識と原始測定、再測定のあ
り方を考えるうえで、代替的な複数の方向性を識別することができる。第1は、
従来通り、将来の経済的資源の流出が生じる蓋然性が一定の閾値を超えたときに
最頻値によって認識と測定を行うというアプローチである。第2は、IASB公開草
案が示すように、すでに履行準備のための「待機中の債務」を負担している場
合には、蓋然性の程度にかかわらず、これを第三者への譲渡にかかる合理的支払額
により認識し、蓋然性は測定に反映させるというアプローチである。第3は、非
金融資産に適用される減損会計とのアナロジーの観点から、原始的な認識と測
定は受取対価額に基づいて行い、その後はプロジェクトの終了時点で期待される
当該負債の清算価額まで受取対価額を規則的に配分し、その間、当該負債につ
いて負担が増加し、負債の清算価額が帳簿価額を上回る場合には清算価額によ
って測定するというアプローチである。このうち、第3のアプローチが最も現実
的な解答を与えることができるうえ、貸借対照表においては負債にかかる「企
業にとっての価値」が近似的に示され、過去の期間に属する損失が一掃されて、その

後の期間における利益の額は投資家の予想しやすいものとなるのではないかと考えている。

ロ．コメント

川村報告に対して、指定討論者である佐藤、岸田、岩村がコメントを行った。

(イ) 佐藤コメント

川村報告は、非金融負債の会計問題を検討する際の基本的なスタンスとして、会計基準の国際的なコンバージェンスの視点と、概念フレームワーク論および会計基準論の視点を掲げているが、これらに加え、主に資産負債アプローチの視点に立って論じているという点にも留意することが重要である。こうした理解のもと、以下、非金融負債の定義、認識および測定をめぐる諸問題という観点からコメントする。

非金融負債の定義の問題に関しては、まず、日本基準を出発点とするのか、国際会計基準を出発点とするのかで、論じ方が異なるのではないかという点を指摘したい。前者であれば、日本の引当金等に関する会計基準について改善すべき点を検討するために、IASBとFASBの共同プロジェクトの議論を参考にするという形となり、後者であれば、当該共同プロジェクトに対して日本がどう対応すべきかという点をも考慮しつつ、IASB公開草案で非金融負債はどのように捉えられているのかを考察するという形になると考えられる。というのも、例えば国際会計基準や米国基準における“provision”は、一般に「引当金」と和訳されるが、日本の会計基準でいう引当金には、川村報告にもあったとおり、負債ではない引当金（貸倒引当金等の評価性引当金）が含まれている。また、資産負債アプローチを前提とすれば、負債とは「現在の義務」であることが必要と考えられるが、日本基準にいう引当金には、例えば修繕引当金のように、現在の義務とはいえないものも含まれている。他方、“contingent liabilities”についても、日本基準における偶発債務あるいは偶発損失という用語をめぐる解釈によれば、かつては「偶発」という用語自体に、発生の可能性が非常に低い場合が内包されていたようでもある。このように、“provision”と「引当金」、 “contingent liabilities”と「偶発負債」あるいは「偶発損失」の考え方が、国際会計基準および米国基準と日本基準との間で微妙にずれているとすれば、まずは、いずれの基準を出発点として論じるのかを明確にする必要があるということである。

次に、非金融負債を金融負債と区別して検討する必要があるかどうかという点をあわせて指摘したい。IASB公開草案では、非金融負債とは「金融負債以外の負債」と定義されている。この点、日本の金融商品会計基準では、金融負債をあえて定義せずに、例示列挙という方法がとられている。さらに、IASB公開草案では、非金融負債の測定値として「合理的支払額」という考え方が示されているが、そこでの「支払額」とは、結局のところ「金銭による支払額」を意味するのであれば、金融負債との違いは何かという疑問が生じる。例えば保証債務や損

害賠償債務は金融負債なのか、それとも非金融負債なのか。保証債務は、保証サービスの提供ともいえる一方で、日本の金融商品会計基準や同実務指針では金融商品であるとしている。非金融負債であっても、金銭の支払いと引き換えに第三者に譲渡できるのであれば、あえて非金融負債を金融負債と区別して検討する意味はどこにあるのかは、論点となろう。

認識をめぐる問題に関しては、川村報告でも指摘されているように、蓋然性基準の要否が問題となる。これについては、「期待キャッシュ・フロー」による測定との関連で考える必要がある。例えば、損失の発生確率が5%と極めて小さい場合、仮に発生金額が100億円と大きい場合であっても、蓋然性基準によれば負債は計上されない。他方、蓋然性基準を不要とし、期待キャッシュ・フローで測定する場合には、5億円の負債が計上されることになる。この5億円という負債額は少額とはいえないことを考えると、蓋然性基準を設けることの是非については検討する余地があろう。

測定をめぐる問題に関して、川村報告では3つのアプローチが取り上げられている。それぞれ順に、「蓋然性・最頻値アプローチ」、「蓋然性排除・期待キャッシュ・フロー・アプローチ」、「『企業にとっての価値』概念アプローチ」と呼ぶこととする。このうち、現行の会計基準であろうを除き、とについて検討する。まずについては、IASBにより提案されている非金融負債の定義から考えると、こうした測定方法が整合的であるといえたとすれば、何が問題なのかという疑問が生じる。この点は、冒頭で指摘したように、検討のアプローチとして日本基準を出発点とするのか、国際会計基準を出発点とするのかという問題と関連しており、いずれのアプローチをとるかによって結論が分かれるのではないかと考えている。

次に、は現行基準の非金融資産に関する会計処理とのアナロジーで考えるものであるが、そもそも資産と負債は対称的でなければならないのかは疑問でもある。例えば、金融資産は、相手方が払えないかもしれないことを前提に論じる必要があるのに対して、金融負債については払うことを前提に論じる必要がある。このように前提が異なるとすれば、両者を対称的に扱う必然性はないとの見方も可能であろう。

(ロ) 岸田コメント

将来の不確実事象に関する問題は、法律的には権利あるいは義務として構成できるかどうかという問題に帰着すると考えられる。すなわち、会計的な評価は、経済的な価値の増減を表すものと理解しているが、法律的には、当該事象に関する権利義務が発生していなければ評価の対象とはならない。例えば、将来のある時点で企業に給付義務が生じるという場合において、当該義務に関する経済的価値の変動はすでに発生しているものの、法的な権利義務は何ら発生していないとすると、会計上は評価する必要があるがあっても、法律上は不要である。

非金融負債の内容を明示する意義については、会計上は、投資家が企業価値や

期間利益等を評価するために必要となる開示情報の適正化という問題に集約されると考えられる。他方、法律上は、こうした意味での情報開示に加え、経営者（取締役、執行役等）の責任の範囲を明確にするという意義もあると考えられる。例えば、会社が取締役の債務を保証する場合（会社法356条1項3号）や、社外取締役の責任の一部を免除する特約を結ぶ場合（会社法427条）には、そうした取締役等の責任の範囲に関する情報を開示することが求められている（会社法施行規則124条1項5号、128条2号）。

法律上の責任は、契約責任と不法行為責任とに大別される。契約責任の場合には、責任（義務）の発生時点や債務額が明確といえる。これに対して、交通事故のような不法行為責任の場合、責任（義務）は、事故の発生時に発生するのか、あるいは相手方が損害賠償を請求した時点で発生するのか明らかでないうえ、債務額についても、例えば訴訟上の請求額なのか、判決等によって確定された金額なのか等明らかでない。さらに、不法行為責任の場合には、引当金を計上することによって、その分だけ企業が責任を認めたと理解されてしまうリスクもある。また、消費者金融における過払い利息の返還請求のように、誰がどの程度請求してくるかはわからないが、最終的に必要と考えられる最大額はわかるというような場合において、仮に考えられる最大額まで引当金を計上すると、十分な引当金があるとして、より多くの返還請求を招きかねない。こうしたことから、企業は、通常、訴訟が提起された後、あるいは第一審で敗訴した後に引当金を計上するようである。このような点を踏まえると、企業が不法行為責任に関する債務、あるいは川村報告でいうところの非金融負債を計上するかどうかは、自社の訴訟リスクをどのように捉えるかという経営判断の問題といえるのではないかと考えている。

負債額としては、経済的には、川村報告にもあるように、公正価値、合理的支払額あるいはキャッシュ・フローの割引現在価値等、さまざまな数値があろうが、法律的には、契約のある場合には当事者の合意した額であり、不法行為の場合には裁判所等の第三者が決めた額ということになる。このように考えると、非金融負債の額についても、必ずしも客観的な評価額があるわけではないという問題を内包しているといえる。

非金融負債について検討するアプローチとして、会計的には、投資家への情報開示が重要であるため、客観的な認識規準と適正な評価基準という視点が不可欠と考えられる。他方、情報開示は、経営者が責任を追及されるリスクを高めることをも意味するため、法律的には、事後的な法的判断に耐えるか、すなわち、裁判での証拠能力があるかどうかという視点が重要と考えられる。このように、会計的アプローチと法的アプローチとでは、やや視点が異なる。こうしたなか、「会計は会計の論理で」と考えるのか、あるいは、会計上の情報開示も会社法や金融商品取引法等に基づいてなされることを踏まえ法律的な視点をも考慮すべきと考えるのかは、議論の余地があろう。

(八) 岩村コメント

不確実性のある事象を会計的に認識することは、製造物責任、不要施設の撤去、大規模風水害や地震、さらには投資先国の政治情勢急変等に適切に備えようとする企業行動に対して、会計処理がペナルティではなくインセンティブを与えるようにすべきという観点からは、現代における喫緊のテーマであると考えられる。こうした理解のもと、以下、川村報告において示されている方向性を補強するという趣旨から、価値測定の問題を中心にコメントしたい。

川村報告は、リスク調整した割引率は、無リスク利子率よりも低くなるというIASB公開草案の考え方を参照しつつ、「資産のポジションを有する側と負債のポジションを有する側で捉え方が違う」という観点と「企業にとっての価値」という観点から、単純な公正価値論とは一線を画しながらも、結論において、「非金融資産の会計処理とのアナロジーによって非金融負債の会計処理を考えるアプローチ(第3のアプローチ)」が基準となる方向感であるとしている。ここで、非金融資産の会計処理と非金融負債の会計処理を「アナロジー」によって捉えるという考え方は重要である。すなわち、資産についての評価と負債についての評価は、同じ測定方法を適用するかどうかは別として、考え方としての一貫性は確保されなければならないという視点は、非金融負債の会計を考える際の基軸として広く共有されるべきものと考えている。

そのうえで、の疑問である、なぜ「資産のポジションを有する側と負債のポジションを有する側で捉え方が違う」のか、あるいは、なぜ「企業にとっての価値」を測定しようとする、それが単純な「公正価値」と矛盾するかのような結論を導くことになるのかという点に関して、次のような追加的整理が可能であるように思われる。これによれば、「企業にとっての価値」で測定することと「公正価値」とは矛盾しないと考えられる。

企業が何らかの事業への参加権を持っている場合を考えてみる。単純化するために、参加権から得られる利益は一定とする。この場合には、企業にとっての代替的な事業機会の予測収益率上昇等により資本コストが上昇すれば、当該事業を清算することが合理的な選択になることもあるし、逆に、現段階では低収益事業であっても将来の情勢によっては重要な収益事業との評価に変わる可能性もある。同様のことは、参加権の収益率が変化し資本コストが一定である場合、あるいは両方が変動する場合にもいえる。このように、時間の流れのなかで状況に応じて事業の清算か存続かの決定を行えるということは、それ自体で価値のあることであり、それは状況に応じた新たな決定をしないという前提で事業価値を期待的に評価したときの価値(将来キャッシュ・フローの割引現在価値)とは別に、その事業について「決定できることの価値」が存在するという点でもある。この価値は、いわゆる「リアル・オプション」の価値といわれるものである。

こうした「決定できることの価値」は、負債については、企業の状況にリンクして履行条件が変化する一部の金融負債のようなものを除き、資産に比べて企業自身が保有する部分が小さいはずである。負債においては、そうした権利義務関

係の維持あるいは中断に関する決定権限が相手側に握られていることが多いためである。資産と負債は、プラスとマイナスの財産性という点では対称的な経済的關係であるが、その決定権の所在（支配の所在）は均等ではない。例えば1つの資産負債関係における権利者と義務者の関係をとってみても、支配の価値がほぼゼロとなるよう設計された証券化スキームのようなものを除けば、権利者のプラスの財産額と義務者のマイナスの財産額が等しい（プラス額とマイナス額を足すとゼロになる）とは限らないのである。この観点から、資産と負債の価値測定の問題を考えると、その価値測定額あるいは測定方法が対称でないということが、必ずしも公正価値の考え方と矛盾するものではないことがわかりやすくなる。公正価値あるいは市場価格には、単なる将来キャッシュ・フローの割引現在価値だけではなく、当該価値評価の対象となっている事業の将来について決定することの価値（リアル・オプション価値）も含まれているはずである。そのため、価値構成の内容によっては、非金融負債の評価において、非金融資産あるいは金融資産・負債とは異なる評価の手法が適用されることは、むしろ当然と考えられよう。

この点に関連して、川村報告では、IASB公開草案における非金融負債の「合理的支払額」は、「公正価値」ではなく、「清算価額（履行原価と解放原価のいずれか小さいほう）」を示すものと解釈可能であるが、これら2つの選択肢が明示されているわけではないため、明確に規定する必要があるとの指摘がある。ここに決定権への関与という観点を入れることで、公正価値を、決定権を考慮しないキャッシュ・フローに関する公正価値と、決定権そのものの公正価値とに分けて考えることが可能となり、川村報告の指摘する問題について、よりクリアに議論を整理することができよう。

「決定できることの価値」を考慮することは、非金融資産の価値測定における公正価値との関係について概念的な整理を与えるだけでなく、非金融負債の価値測定において市場価格を利用することの可能性についても展望を与える。具体的には、非金融資産・負債の価値測定においても、とくに「決定権」の経済的意味が無視できるようなキャッシュ・フロー、例えば災害に伴う資産滅失や製造物責任のリスクのように、放棄の選択肢がほとんどないキャッシュ・フローについては、市場で形成されるリスク評価として、保険会社間のリスク取引市場である再保険市場で形成される取引価格保険料率を観察すること等が考えられる。他方、このことは、決定権の意味が大きく市場での価値評価がシナリオに大きく依存するような負債、あるいは、権利に属人性が強く保険その他の仕組みにより市場で取引することが困難な負債については、会計的に認識することの意味は大きいとしても、その価値を客観的に測定することは困難であることを示すものである。

その一方で、非金融負債の認識と測定の問題は、現実の企業活動に対する規律付けという観点からの意義も非常に大きいので、会計的評価としての整合性と一貫性の範囲内で明確なルールを設定し、できるだけ広範囲の非金融負債を資産負債評価のなかに取り込んでいく必要はあると考えている。ここで重要なのは、ど

のように価値測定を行うかを決定するためのルールが不足しているために、決定の仕方が人によってまちまちになっているという点である。会計基準に求められるのは、そうした決定のルールを明確にすることであろう。そして、決定についてのルールが不足しているものについて会計基準が設定されると、今度は会計基準が人々の決定を拘束する。会計と決定との相互作用については、決定を与件として会計が決まると捉えがちであるが、会計が人々の決定に影響を与えるというパスについて、より強く意識する必要がある。

資産および負債の価値測定に当たって、金融と非金融とに分けて考えることが適切かは疑問である。公正価値の構成要素としての「決定できることの価値」という観点から重要なのは、資産や負債の存続あるいは解放にかかる決定権を誰が有するか、決定内容が、決定権者が誰であるかによって大きく影響されるものかどうかということであろう。したがって、決定権者が誰であるかによって価値が変化しにくい権利を「証券的な権利」と呼ぶこととすれば、価値測定、とりわけ公正価値的な価値測定における分類軸は、「金融か非金融か」よりも「証券か非証券か」としたほうが有効ではないかと考えている。

(2) 報告2「担保の会計処理をめぐる一考察」

イ．古市報告

古市は、報告論文²に基づき、近年の企業会計にみられる考え方の潮流や担保設定の法的効果の観点から担保の会計処理を再考するに当たっての論点について、以下のような整理・検討を行った。

現行の担保をめぐる会計処理をみると、担保権者は、担保設定契約を締結した時点では基本的に何ら追加的な会計処理を行うことは求められていない。もっとも、担保権者が、担保受入金融資産を売却または再担保という方法で自由に処分できる権利（自由処分権）を有する場合、金銭債権の評価において貸倒懸念債権および破産更生債権の貸倒見積高を算定する場合、対応する金銭債権と金銭債務が一定の要件を満たす場合には、担保に関して一定の会計処理が要求あるいは許容されている。他方、担保設定者については、資産を担保に供した場合にはその旨を注記することを要求する基準があるにすぎない。

こうしたなか、近年の企業会計においては、会計情報の目的として投資家の意思決定に有用な情報を提供すること（意思決定支援機能あるいは情報提供機能）が重視され、そのために会計情報は「将来の不確実なキャッシュ・フローの予測に資する情報」であることが求められる傾向が強まっている。その結果、将来のキャッシュ・フローをもたらず可能性がある経済的資源あるいは経済的義務のうち、会計上の資産・負債の定義および認識基準を満たすものについては貸借対照

2 同論文は、若干の加筆・修正のうえ、後掲。

表で認識し、それらキャッシュ・フローの増減を示すことが必要と考えられている。こうした意味での資産負債アプローチへの傾斜により、ストックを時価あるいは収益性を反映した形で評価し、それを帳簿価額として表示することへのニーズが高まり、時価評価、取得原価基準のもとでの減損会計あるいは低価法が適用される資産・負債の範囲が広がっている。これらの評価方法のいずれが適当かは、投資の性質に応じて判断されるとされ、そうした考え方は評価差額の当期損益への反映の仕方にも表れている。

さらに、将来の不確実なキャッシュ・フローをもたらすものであれば、その法律上の権利義務が当該企業に帰属しているかどうかという取引の法形式よりも、将来のキャッシュ・フローが当該企業に流出入するかどうかという経済的実質を優先して会計処理を行うべきという「経済的実質優先主義」の考え方が支持されるようになってきている。もっとも、その意味するところは、結局は法的効果の重視にあると考えられる。そして、こうした法的効果重視の考え方は、例えば金融商品のように、契約の束によって構成されている資産については、契約（法的効果）を基に財務構成要素に分解し、それぞれがもたらしうる将来キャッシュ・フローを会計上、適切に反映させるというアプローチ（財務構成要素アプローチ）の適用へとつながる。さらに最近では、以上のような流れをさらに推し進める形で、将来キャッシュ・フローの発生可能性を認識規準ではなく、測定要素に反映させることによって、発生の可能性が一定の閾値を超えない場合でも会計上、認識すべきではないかとの議論がなされるようになってきている。

こうした近年の企業会計の思考に照らして担保の会計処理を再考すると、担保設定に伴う法的効果をより細かく、すなわち担保設定契約を構成する財務的要素に分解して分析することにより、担保が設定されていない場合と比べて担保権者あるいは担保設定者にもたらされる将来のキャッシュ・フローの流出入に変化が生じると判断される場合には、その発生が将来の不確実事象に依存する場合であっても、会計上、反映させる必要があるとの議論も可能であろう。

その場合の論点として、担保権者については、他の債権者に先立ち担保資産から優先弁済を受けうる権利（優先弁済権）の行使可能性、すなわち担保資産からの債権の回収可能性を財務諸表上、反映させるか、反映させるとして、どのような方法が妥当か、例えば被担保債権である金銭債権自体を時価評価するのか、特約等により担保権者が担保資産の使用収益権や自由処分権を有する場合には、それらの権利は平時から（担保の実行を待たずに）行使可能であることを理由に資産認識すべきか等の問題が考えられる。

他方、担保設定者については、担保権者による優先弁済権の行使に伴い担保資産の所有権等を失う可能性を担保資産の評価額に反映させるか、反映させることにより、金融負債の時価評価におけるパラドックス問題（信用リスクの増加によって利益が発生する問題）は緩和されるか、対応する担保資産と金銭債務との相殺表示は可能か、担保資産の使用収益権が担保権者にあることに伴う担保設定者における収益性の低下や、担保設定に伴う担保資産の売却価額の下落

等を当該資産の評価額に反映させるか等の論点が考えられる。

さらなる検討課題として、会計情報の守備範囲という問題がある。すなわち、投資家の意思決定に有用な情報は会計情報以外にも無数に存在するなかで、担保に関する情報のどこまでが会計情報の守備範囲となるのかについては、とくに登記等の法的な公示制度との役割分担という観点からの検討が必要である。また、利益計算に与える影響という観点からの検討も必要であろう。

ロ．コメント

古市報告に対して、指定討論者である徳賀、森田、柳川がコメントを行った。

(イ) 徳賀コメント

古市報告の特徴は、現行の会計実務では担保設定者の側での注記開示のみが原則である担保および担保の法的効果に対して、投資家が当該企業における将来の不確実なキャッシュ・フローを予測する（さらに企業価値についての期待形成を行う）際に有用となる情報であって、かつ、資産・負債の定義を中心とした認識規準を満たすものはオンバランスさせるべきという見解を支持していること、現行の会計処理と異なる会計処理の可能性を探る際に、法的効果を反映させるという視点を重視していることである。以下では、担保の法的効果や経済的効果と会計処理との関係について、会計情報に基づく投資家の企業価値に関する期待形成という視点を重視しながら、コメントしたい。

会計が捉えようとする認識対象の候補について、その法的効果や経済的効果を把握することは、会計処理のあり方を考えるうえで必要な作業である。ただ、事象や取引の実態を捉えることと、それをどのような姿に描けば（どのような情報として経営者が提供すれば）投資家が企業価値の推定を行いやすいかは別問題でもある。担保の会計処理という問題を投資家の意思決定あるいは企業価値に対する期待形成という視点からみることと、法的効果や経済的効果を論ずることとは、必ずしも直接的な関係にはない。むしろ「ねじれの位置」にあるのではないかと考えられる。担保の法的効果も経済的効果も、基本的には債権者と債務者との間の効果を論じているが、投資家の期待形成という視点からは、債権債務関係に関する情報が投資家の期待形成に貢献するかどうかを論ずる必要があるからである。通常、これは実証課題であるものの、理論研究としても重要であろう。例えば、担保の経済的効果について、情報提供者たる債務者は、担保・保証があれば債権者向けの情報作成コストを軽減し、かつ債権者（銀行）による経営への口出し（規律付け）を抑えることができる一方、債権者も債権の保全に関する情報を分析するコストを軽減できるという説明³が可能である。しかし、そのことと、担保の存在について債権者・債務者それぞれがどのような情報を提供することが

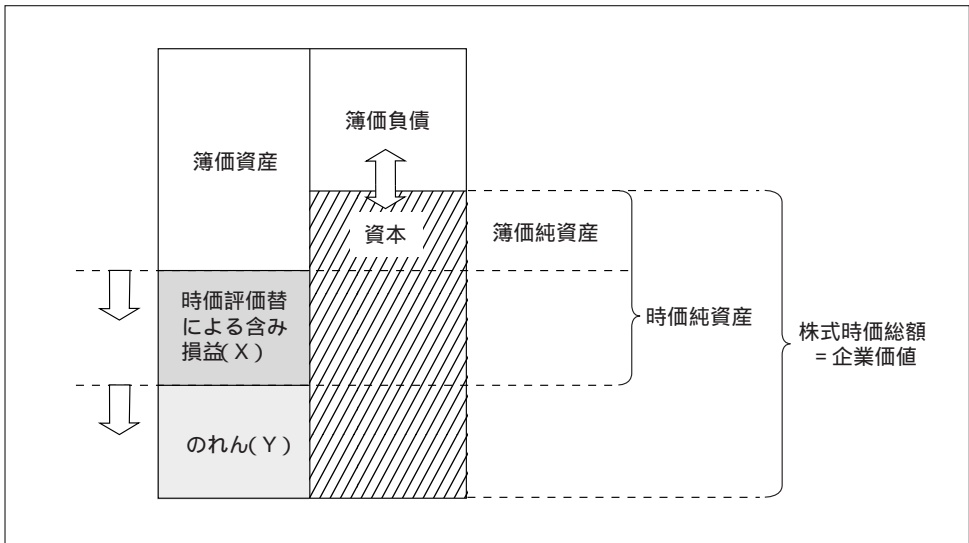
3 例えば、木下信行「担保・保証と企業金融システム」、金融庁、2004年を参照。

投資家が担保設定者と担保権者の企業価値について期待形成する際に役立つかということとは、別問題である。この点で、古市報告にあった「会計の守備範囲」について議論する必要があるという点には、同感である。

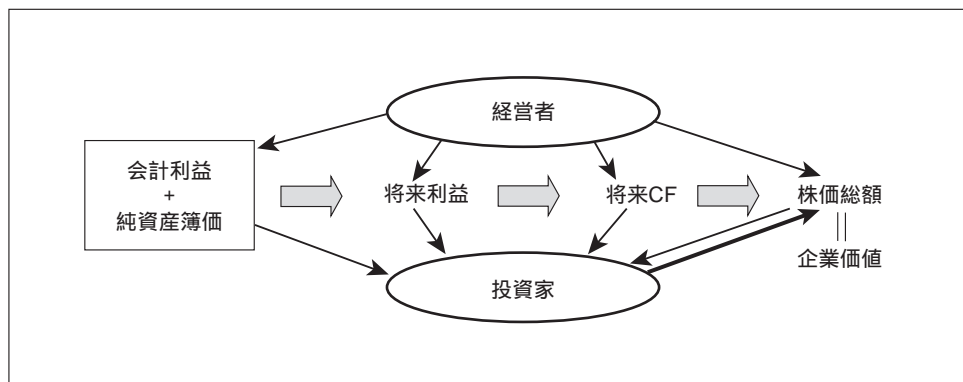
古市報告にあった最近の会計理論の潮流に関して、図表1を用いて確認したい。伝統的な貸借対照表と、現在、国際会計基準等が目指している貸借対照表との間には、図表1のような関係がありうると考えている。この図は、貸借対照表が概念的に拡大していることを示している。公正価値評価が次々に導入され、さらに知的財産等の価値、いずれは自己創設のれんのオンバランスまで要求されるようになるかもしれない。このことは、経営者が価値推定をしなければならない部分が拡張していることを意味するともいえる。その行き着くところは、図表1にあるように、株式時価総額として現れている企業価値に極めて近い数値まで経営者が推定して市場に提供し、その情報が正しいかどうかを投資家が判断して期待形成を行い、投資を行うというものになる可能性もあろう。伝統的な貸借対照表でいえば、資産・負債の時価評価差額の純額部分（図表1におけるX）や、のれんの部分（同Y）は、投資家が推定していた領域である。これを経営者に推定させるという方向に進んでいる可能性がある。

図表2は、企業価値推定と会計情報との関係をフローベースで示したものである。伝統的には、この図の ~ の矢印で示したように、会計利益と純資産簿価を提示することで、投資家が、現在の会計利益から将来の会計利益を、将来の会計利益から将来のキャッシュ・フロー(CF)を推定し、さらに、そうした将来のキャッシュ・フローから株価総額である企業価値を推定するという流れが想定され、そうした推定のために会計情報は使われるであろうと考えられてきた。とこ

図表1



図表2



るが、現在では、将来利益については、例えば日本では経営者が決算短信等で開示ようになってきている。また、将来キャッシュ・フローについても、例えば減損処理という形で、経営者が推定する部分もみられる。このように考えると、企業価値を推定するうえで、経営者がどこまで行い、どこから投資家が行うのかという線引きの基準が必要となってきたと考えられる。この点については、例えば、投資家による企業価値の期待形成に不可欠な部分までとする、経営者と市場のいずれがよりの確に企業価値を捉えることができるかで判断する、あるいは経営者が推定値について責任を持てる範囲までとする等が考えられようが、こうした問題は、古市報告で取り上げられている論点を検討するうえでも重要であろう。

担保またはその法的効果をオンバランス処理する方法としては、伝統的な方法の延長線上で捉えると、図表3のような仕訳になると考えられる。担保設定者においては、有価証券等が担保資産に書き換えられるだけである。しかし、担保権者においては、資産と負債の両方が担保預かり有価証券の金額だけ大きくなる。古市報告では、投資家の企業価値に関する期待形成がどのようなモデルに基づいて行われるかは必ずしも明らかにされていないが、貸借対照表と損益計算書のボトムラインをその期待形成に生かしているという意味で会計的評価モデルである「残余利益モデル」に依拠するとすれば、純資産簿価と残余利益（超過利益）のみが必要とされる情報であるため、資産と負債が同額ずつ膨らむことは企業価値評価にとっては関係がない。しかし、資産総額が投資家の期待形成に影響を与える可能性を否定できないとすると、この膨らんだ部分の意味を考える必要がある。貸付金を原価で計上する場合、貸付金の金額（債権額）以上の将来キャッシュ・フローは期待できないにもかかわらず「貸付金 + 担保預かり資産」が計上されるのは、経済的実質の追求と矛盾する。そこで、図表4のように、担保の意義を、「無担保債権の公正価値と債権額との差額を、担保資産の公正価値を上限として担保権が補うシステム」と理解し、無担保債権の評価損のうち、担保資産の公正価値を超える部分のみを貸倒評価損として損益計算書に計上するという方法が考

図表3

[担保設定者(債務者)の仕訳]			
(借)現金	× × ×	(貸)借入金	× × ×
担保資産(担保差入有価証券)		有価証券	
[担保権者(債権者)の仕訳(1)]			
(借)貸付金	× × ×	(貸)現金	× × ×
担保権(担保預かり有価証券)		担保返還義務	

図表4

[担保権者(債権者)の仕訳(2)]			
< 貸付時点 >			
(借)貸付金(公正価値)	× × ×	(貸)現金	× × ×
担保の存在を注記			
< 貸付先信用リスクの上昇時点 >			
(借)貸付金評価損		(貸)貸付金	
担保権		貸付金評価損	

えられよう。この方法であれば、貸付金が債権額通りの価値を有する限り（契約時点の信用リスクが維持されている限り）、担保権の価値はゼロとなるので、貸借対照表のリアリティは失われない。他方、契約時点の債務者の信用リスクが変化しなければ、担保の存在が表に出てこないという問題があるが、契約時点での担保の存在を明示したいと考えるならば、注記等によって補えばよい。

古市報告では、担保設定によって借り入れた金銭債務に信用リスクを反映させるのであれば担保資産にも信用リスクを反映させるべきであり、そうすると資産・負債の両方の価値が減少するので負債のパラドックスは緩和されるとの指摘がある。しかし、担保とされた有価証券等の金融資産や不動産等は、担保設定者の信用リスクとは関係なく、市場において価格付けされるものであり、借入金と個別に一对一で対応させるのは適切ではないと考えられる。

(ロ) 森田コメント

古市報告でも指摘があったように、現在、「新しい担保」という考え方が進んでいる。すなわち、将来、担保権を実行して債権を回収することを前提とした担保制度という視点そのものが変わりつつあり、これは伝統的な民法の考え方からすると極めて革新的な発想といえる。かつての銀行は、融資するうえで、どこまできちんと担保をとるかが決定的に重要であったが、最近では、債権を回収できない可能性が高まった場合には当該債権を売却すればよい、そのほうが債権を直接回収するよりも多くの回収を得られると考える銀行が多いとも聞いている。このように、担保に対する考え方が、債務者の危機時期に担保権を実行して担保資産から債権を回収するという従来の発想から、むしろ平時の任意弁済を期待し、危機時期には被担保債権を担保権とともに売却することで回収するという発想へと変わってきている実態を踏まえると、ある債権に担保が設定されていることは、被担保債権の売却時における商品の価格形成の一要素にすぎないことを意味するのではないかと考えられる。こうした「新しい担保」を会計基準はどのように認識することができるのか、将来の不確実性をどう捉えるのかという問題の立て方は十分か、債権回収プロセスのいわば「市場化」の問題がより重要なのではないかという疑問がまず生じよう。

次に、古市報告では、担保資産の使用収益権や自由処分権が担保権者にある場合の会計処理について検討しているが、そもそも債権者が債務者の資産から回収しうる経済的な価値は、貸付債権額に限定されており、担保資産の使用収益権や処分権は、残余請求権者である担保権設定者や所有権者に残すべきであるというのが、経済学においても、法律学においても、担保の大前提であることを、まず指摘したい。したがって、債務者の資産についての決定権が担保権者である債権者に移動するのは極めて特定の局面（債務超過ないしこれを近似的に表現する債務不履行があった場合）に限られており、これを担保の一般的枠組みであるかのように論じるのは適当でない。

ただし、このうち、担保権者による担保資産の使用収益権については、最近では非常に強く認められるようになってきている点も確かである。このことは、抵当権者の物上代位権や、2003年の民法・民事執行法改正により導入された担保不動産収益執行手続に端的に現れている。また、債権質を例として考えてみれば、質入れされた債権の取立権限という、債権者にとって最も重要な部分が質権者に移転するわけであるから、当該担保資産（質入れ債権）の使用収益権は質権者に移転していると捉えることも可能であろう。さらに債権譲渡担保の場合、譲渡担保とされた債権の取立権限はむしろ被担保債権の債務者（担保設定者）に残すというタイプが主流であるものの、通常、債務者の取り立てた額の全部または一部を必ず担保権者に回す義務（回金義務）がアレンジメントに組み込まれている。こうした回金との見合いで新たな貸付がなされており、そうした構造を形成しているのはまさに担保権であることを考えると、そこでも、担保権がある程度の収益性を有するのと同様の状態が作り出されているといえる。こうした構造は、在

庫担保についてもみられる。そうであるとすれば、これらのケースについては、担保権者が担保資産の使用収益権を有していることを前提に会計を考えていくべきともいえよう。この点に関して、担保についての会計の理論的枠組みを考えるうえでは担保付の債権が市場でどのように評価されるかという視点が中心に据えられるべきであるという古市報告の発想は大変興味深く、重要ではないかと考えている。

これに対して、担保権者が担保資産の自由処分権を取得する場合というのは、国債の譲渡担保という極めて特殊なケース以外になく、これを担保権の一般的なイメージとして論じるのは行き過ぎである。譲渡担保の法律構成として所有権的構成をとる場合でも、譲渡担保権者が譲渡担保目的物（担保資産）を第三者に有効に譲渡できるかは議論のあるところである。もちろん、担保権者と称する者に、特約により担保資産の自由処分権を付与することは可能であり、実際にそうした特約は存在するのであろうが、それはもはや担保取引ではなく、所有権の切売りであろう。その場合でも担保権者に担保資産の返還義務が残っていると構成するわけであるから、なおさら理解し難い。少なくとも、担保権者に自由処分権があり、返還義務が残っているというタイプを担保の一般的なイメージとして論じるのは適切ではない。

会計学と法律学は、次々に登場する新しい取引形態によって急速に展開しつづける経済的実質を必死で追いかけているという点で似たような状況に置かれている。その際、取引の経済的実質の認識というものについて、会計学の理論的枠組みと法律学の理論的枠組みとは、どのような位置関係に立っているであろうか。例えばファイナンス・リースについては、会計学上、経済的実質に即して理解されており、法律学のほうでもそれに追いつこうとしている。つまり、法律学では、かつてこの場合でも賃貸借契約であるかのように捉えていたが、最近では担保として捉えられるようになってきている。この点で、リースについては法律学と会計学とで相互に学習しながら良好な関係が構築されているといえる。これに対して、例えば相殺については、やや微妙ともいえる。例えば銀行の相殺予約は、昭和45年の大法廷判決により、いわば無敵の担保権と解されたわけであるが、法学者の間にはなお根強い反対論もある。また、物上代位との関係で相殺予約の効力を否定した判例がある一方で、敷金については物上代位よりも相殺予約のほうが勝つといった判例もある等、経済界でのアレンジメントのダイナミズムに対応するために、最高裁は微妙な調整を行っている。そうした法律学での実態を踏まえつつ、会計基準はどうあるべきかを考えるのが今後の課題の1つとなるのではないかと印象を受けた。

(八) 柳川コメント

動産担保をはじめ、担保をめぐるビジネス上の変化が非常に激しい現状において、それを会計情報としてどのように表していくかを検討することは極めて重要と考えられる。また、今後も法的整理や債権処理が重要となってくると考えられ

るなか、担保の会計処理を適切に行うことは、経済活動を促進するうえでも非常に重要であり、その点で古市報告の貢献は大きいと思われる。ただ、今回のワークショップ全体のテーマは、将来の不確実事象を会計上どのように扱うかという点にあると理解しているが、担保の問題は、以下で述べるように、そうした将来の不確実性という言葉では捉えきれない、もう一歩先の問題であるように思われる。それゆえに、それを会計上どのように表すかを論じるのは大変意義があるものの、非常に難しいのではないかとこの印象を受けた。

経済学者からみても、最近の会計の潮流が、ある種の時価会計を行い、そうした情報を投資家にいかに提供していくかに重点を置くものであろうことは、容易に理解できる。その意味では、担保をどのように会計情報に取り込んでいくかを、そうした流れのなかで捉えるのは極めて自然であろう。しかし、担保の問題は、前述のように、単純に将来の不確実事象を会計情報で表すという枠組みには入らないように思われる。非金融負債をめぐる議論において想定されている将来の不確実事象とは、典型的には大地震の発生や大規模な天候の変化等により担保資産の価値が滅失したり、被担保債権が消滅する場合のように、外的な変化が生じ、それに関連してある種の不確実性があるというケースである。ところが、担保自体にどのような価値があるのか、あるいは価値がなくなるのかという問題は、将来、何らかの外的なショックにより価値が変化するというケースではなく、森田コメントにもあったように、さまざまな法的要件があり、それらに対してどのように対応していくかの問題であろう。その意味では、不確実性が多面的なフェーズになっており、それぞれの不確実性に対してどのような確率を付与していくかで結果がかなり異なってくるという、非常に複雑な面があるという特徴を有している。

さらに、単に複雑であるとすれば天候のケースとさほど違いはないのであるが、担保のケースは、経済学でいうところの外生変数に対応するというものではなく、いわゆるゲーム理論が登場するケースではないかと考えられる。つまり、担保を設定した先にさまざまなゲームが展開されており、そうした取引相手との戦略的なやりとりの結果として価値が決まってくるというものであろう。ゲームの中身すべてが結果としての価値に影響してくるわけである。そうであるとすれば、担保を会計上どのように表すかという問題は、そうしたゲームの中身をどこまで会計情報として提供するかの問題として捉えることができよう。

ゲームの中身をどこまで投資家に情報提供するかは、なかなか悩ましい問題である。例えば、ある2つのチームの勝敗によって一定の資産の帰属主体が決まるという取決めをした場合、当該取決めや勝敗の予想に関する情報だけを開示するのか、あるいはいずれのチームが勝つ確率のほうが高いかという情報も開示するのか、さらには各チームのメンバーの経歴や実績等まで開示するのか。情報の量が多いほど投資家にとっては有用であるとしても、すべての情報を会計情報に盛り込むことは不可能である。さらに、情報の提供者がゲームの当事者である場合（担保のケースはこれに相当すると考えられる）、単に会計情報として確率をどの

ように盛り込むのかという恣意性以上に、自己の行動が結果としての価値を変えてしまうという恣意性が入り込んでくるため、これをどのように会計情報として表すのかという問題まで加わり、多段階の非常に難しい問題となる。担保の場合、債務者のデフォルト時において法的整理と私的整理のいずれを行うのか、その際にどのような交渉をするのか等までを含めて、その価値が決まってくるわけである。これは、会計情報が1次元情報であることの限界でもあろう。

それゆえに、どこかで割り切る必要があるのであろう。その方法にはいくつかの選択肢があり、それぞれにメリット、デメリットがあるとすれば、1つの切り口として、ある程度の客観的な土俵を提供しようという点で法的効果に着目するという考え方もあるのではないと思われる。その一方で、逆の極端な割り切りがあってもよいのかもしれない。つまり、債権に関しては、市場価格がすべての情報を織り込んでいるはずなので、市場価格のみを会計情報として提供すればよい、すなわち、あらゆる情報を市場価格という1次元情報に押し込んでしまうという割り切りも考えられよう。

こうした問題を検討するうえでは、効率的な金融取引や経済活動の促進という観点からはどのような会計処理にメリットがあるのかについても、考慮することが望ましいであろう。投資家への情報提供を拡充させることが金融取引の促進につながるというのが基本ではあるものの、岩村コメントにもあったように、会計ルールが企業実態を動かすということが現実には相当起こっている。さらに、会計ルールが企業の期待を動かすことも多い。そうした側面を考えたときに、どのような会計処理を行うことが社会全体における効率的な金融取引の促進につながるのかという点も、将来的な課題であろう。

3. 全体討論

以上の報告および指定討論者によるコメントを踏まえ、全体討論が行われた。全体討論では、主に、不確実事象に関する会計上の認識の範囲、不確実事象に関する測定方法、および総額表示と純額表示（相殺表示）の適否について議論が行われた。

(1) 不確実事象に関する会計上の認識の範囲

座長の黒川は、非金融負債に関しIASBが提案している「待機中の債務」という考え方は、蓋然性を負債の認識要件から外すことによって非常に拡大してしまいかねない負債の範囲を限定する趣旨から出てきたもので、抽象的には、「ある事象が発生すると何らかの義務を負うことが確実に求められている状態にある」場合を指すと理解しているが、具体的にどのような場合を「待機中」というのかを明確にするのは難しいと指摘した。これを受けて川村は、将来の不確実事象に依存して結論

が異なりうることを説明しようとするれば、本来はシナリオごとに説明する必要があるが、柳川コメントにもあったように、会計はすべてのシナリオを1次元情報に押し込もうとしているために、将来の不確実事象（条件）をすべて確率評価したうえで1つの数字を出さざるをえないものであると述べた。そのうえで、IASB公開草案の考え方も、現在の待機中の債務という形で、いわば1次元情報を提供しようとする努力として捉えることが可能であるとした。さらに、そうした1つの数字に押し込めるという作業の可能な範囲について明確な線引きを行うとすれば、契約の有無によることも1つの方法であり、何らかの価値があるにもかかわらず認識しないものについては、注記等で補わざるをえないと考えられようと付言した。

この点に関する議論をさらに深めるため、**黒川**は、例えば原子力発電所の除去義務のように、将来における債務の履行が法律上あるいは社会通念上、明確に要求されているものについては負債として認識することが求められるとの見方が強まっており、「待機中の債務」とは、こうした債務を典型例として考えることができるように思われる一方で、台風のような自然災害についてはどのように考えればよいかとの問題提起を行った。これについて**川村**は、会計では経済的にマイナスの価値があるものをすべて貸借対照表に計上すべきとは考えられておらず、自然災害への備えとして必ず負債計上すべきということにはならないのではないかとした。また**佐藤**は、「待機中の債務」かどうかは義務の有無が大きなポイントであり、台風により損害の発生が見込まれる場合であっても、それが現時点の義務として存在しているのかどうかポイントとなるのではないかとした。これを受けて**岸田**は、訴訟で敗れる可能性がある場合には義務が生じているとみなしうる場合もあるが、自然災害は発生するかどうか不明であることから義務が生じているとはいえないとの見解を示した。この点に関し**柳川**は、蓋然性の要件を外すとすれば、自然災害も含めてすべて負債計上するというのがすっきりするが、もし不確実事象の発生に対して将来どのような行動をとるかに関連させて計上の要否を決めたいということであれば、支払いに関連した何らかの行動を起こさなければならないかどうかという基準（法的な義務の有無の基準）によって線引きをすることも考えられようと指摘した。

さらに将来の不確実事象に依存する例として**岸田**は、マイレージおよびポイント・サービスを取り上げ、これまでの議論を踏まえると、これらは負債として計上すべきなのではないかと指摘した。これを受けて**黒川**、**川村**は、マイレージは請求があれば必ず交換等を行う契約になっている点で「待機中の債務」になると考えられ、実務ではすでにマイレージ等の引当金を計上している事例もみられるとした。これについて**柳川**は、マイレージ引当金の計上方法につき、企業はすべてのマイレージの交換を請求された場合には応じなければならないのであれば、過去の実績をベースに概算で引当金を計上するのは、かえって投資家をミスリードしている可能性があるともいえる一方で、実際は交換請求があまりなされないにもかかわらず多額の引当金を計上するとマイレージの交換請求が殺到する可能性もあろうとした。そのうえで、負債については基本的には起こりうることをすべて情報として提

供することが正しいと考えられるものの、それが不十分な形で提供されるとかえって投資家をミスリードする可能性があり、その点をどのように考えるかは大きな問題であろうと指摘した。こうした議論を受け岩村は、自然災害とマイレージのいずれの問題も川村報告にあった負債概念の重層構造の観点から説明可能であろうとし、いずれも損害や請求が実際に生じていなくても、何らかの義務の履行の準備をすることが企業の合理的な意思決定、法制度、株主等によって要求されているのであれば、履行準備のための現在の債務、すなわち「待機中の債務」を計上しなければならないというのがIASB公開草案の考え方であるとした。

次に、黒川が担保の認識に関する議論を促したのを受け岩村は、担保における偶発性は、柳川コメントにもあったとおり、担保設定者および担保権者の決定に依存したものであり、台風のような偶発性とは厳密に区別しなければならないとした。さらに、担保の本質は、経済学上は決定の拘束性にあると理解するのが自然であるとし、そうであるとすれば、担保は主として債務者の決定を拘束することによって被担保債権の価格形成の要素に影響を与えていることから、森田コメントにもあったとおり、担保については被担保債権の価格形成あるいは公正価値の一要素と捉えるのが合理的であり、それ以上、別に取り出す必要はないと指摘した。そして、仮に別に取り出して考えるのであれば、その実益と具体的な分け方について整理する必要があるものの、それは複数均衡となることが多いゲーム論に帰着することになり、1つの数字に押し込むことを主たる使命とする会計にゲーム的な要素を取り込むのは非常に難しいのではないかとした。そのうえで、こうしたことからみて、担保権の価値は、それ自体を切り離して認識・測定することが非常に困難であり、また、担保付の債権自体を時価評価すれば足りるとの見解を示した。これに対して古市は、確かに被担保債権自体を時価評価すれば担保に関する情報もその評価額に反映されることは理解できるが、少なくとも現行の会計基準では債権については取得原価ないし償却原価によって評価することが国際的にみても主流であることから、そうした現行の会計処理を前提としたうえで、さらに担保に関する情報を提供するための方法について検討することも必要ではないかとした。また、仮に被担保債権を時価評価する場合でも、報告論文で示したとおり、被担保債権、担保権、被担保債権の弁済に伴い担保資産を返還する義務（返還義務）の3つに分解して表示し、債権額の減少とともに返還義務が減少するという方法もありうるのではないかと考えた。ただ、この方法については、徳賀コメントにあったように、担保権と担保返還義務の分だけ資産総額と負債総額が同額ずつ膨らむことにどのような意味があるのかという批判がありうるため、この点についてなお検討が必要であると付言した。

そのうえで古市は、今回の報告のそもそもの問題意識として、将来の不確実事象の発生可能性という点に限ってみれば担保についても同様との見方が可能であるにもかかわらず、非金融負債については蓋然性の程度にかかわらずそれを会計上も認識すべきとの議論がなされる一方で、担保についてはそうした議論があまりなされないのはなぜか、両者で違いがあるとすればその理由を検討することによって、会

計上の認識対象とすべき不確実事象に関する何らかの示唆を得ることができるのではないかという点にあったとし、その点で、とくに柳川や岩村のコメントにあった担保の問題はゲーム論が登場するケースではないかとの指摘は大変示唆に富んでおり、例えばゲーム論の登場するような不確実事象については会計上の認識対象とはならないという整理の仕方もありうるのかもしれないとの印象を持ったとした。

(2) 不確実事象に関する測定方法

黒川は、非金融負債の測定方法につき、国際会計基準の流れからは平均値（期待値）あるいはリスク調整平均値をとることになるだろうが、投資意思決定に有用な情報の提供という会計のそもそもの目的からみると、平均値と最頻値のいずれが適当と考えられるかは議論が必要ではないかとの問題提起を行った。

これを受けて**川村**は、新たに負債を引き受けるとか、現在の負債を第三者に移転するという取引を想定する場合には、期待値をベースに測定するのが適当と考えられるとした。ただその一方で、当初の予定通りに負債を粛々と履行するという場合には、例えば分布が正規分布と大きく異なる場合のように、期待値で表示するのが適切でないケースもあると考えられるため、最頻値によって表示するという方法もあってしかるべきであり、ケースによって分けるべきであろうとの見方を示した。また**徳賀**は、製品保証引当金のように過去のデータ等から期待値計算がある程度可能なものについては、期待値として計算された最終的な結果と、その計算根拠を注記で開示するという方法が適当ではないかと指摘した。さらに**佐藤**は、経験値がなくても、製品保証のない場合の売価がわかれば、それがあつた場合との差額を前受金として負債計上するという方法もありうるのではないかとした。

この点に関し**高橋**は、期待される将来事象についての情報が絶対的な確実性を有する場合や各事象の正確な確率値を決定するという場合ではなく、将来事象が主観的に予測される場合、統計的実験あるいは思考実験によつても発生分布を知ることができない場合、さらには柳川コメントにあつたように、ゲームのなかで確率分布自体を動かすことができる場合等においては、無理に会計情報という1次元情報として提供する必要はなく、例えば確率分布の情報を開示するとの判断もありうるのではないかと質問した。これについて**黒川**は、そうした判断もありうるとしたうえで、本来は確率分布を出すべきであり、極論すれば利益数値も確率分布としての指標性しかないともいえようが、少なくとも現行の会計は1次元情報、より具体的には代表統計量を提供することとされているため、そのなかでどうするか判断が必要とならうと応じた。

次に**黒川**は、資産と負債の対称性については、どのように考えればよいかとの問題提起を行った。これについて**川村**は、報告論文では、公正価値を想定すれば、資産として保有する場合の計上額と負債として保有する場合の計上額とは同額と考えられるにもかかわらず、実際の会計基準をみると、そうしたミラー・イメージとは矛盾する場合があり、それは資産と負債とではリスク調整の方向が違ふからではな

いかということを描した。岩村コメントにあったように、こうした矛盾はリアル・オプションによって調整されているのかもしれないとの見方を示した。そのうえで、このことは逆に、リアル・オプション的な価値を公正価値で測定し、それを資産または負債に加算あるいは控除すれば、両者はミラーになる可能性があるとした。これについて岩村は、金融資産・負債の特色は、その相手方となる負債や資産が必ず存在するのに対して、非金融資産・負債は、そうとは限らないことをみても、非金融資産と非金融負債の対称性は厳格に求める必要がないのではないかとした。また柳川も、すべての資産と負債を時価評価するのが最もすっきりすることから、資産と負債が対称であることの必要性は感じていないとし、実際、例えばマイルージについては、それを権利として保有している主体においては、いつでも交換請求が可能であることから全額資産計上する一方で、それを義務として負担している主体においてはその全額を負債計上しないとすれば、両者の対称性は明らかに崩れていると指摘した。ただその一方で、自己の保有する資産と負債との会計処理があまりにも整合性がないというのは問題であるようにも思うと述べた。

これに関連して黒川から、金融負債の時価評価に伴うパラドックス問題（債務者の信用リスクの増加によって当該債務者の保有する債務額が減少し、利益が発生する問題）についてはどう考えればよいかとの問題提起がなされた。これを受けて岩村は、そうした利益については、いわば「負債踏倒し期待利益」の計上と捉えればパラドックスと考える必要はなく、むしろ信用リスクの増加に応じて資産が減少しないような会計処理に問題があるとの見方を示した。これに対して徳賀は、そのように考えれば確かに経済的にはパラドックスは生じていないといえるとしても、「負債踏倒し期待利益」を計上することや、法的な債務額を債務者側で書き換えることが社会通念上認められるかという問題があろうとした。また佐藤も、債権者から株主への利益移転を意味する「負債踏倒し期待利益」の計上は、負債を返済し、残額があれば株主に分配するという法制度の観点からもなじみにくいのではないかとした。さらに川村も、「負債踏倒し期待利益」の計上は債務免除益の前倒しに相当し、借入金の踏倒しにオプション価値のようなものがあるとの見方も可能であるものの、実際にそのオプションを行使する（借入金を踏み倒す）ことによって当該企業が被る損失を考えると、当該オプションを行使することは容易ではないであろうから、その価値の評価には慎重にならなければならないともいえると述べた。

こうした議論に加えて黒川は、倒産すれば負債を踏み倒すという企業の権利は、いわば「待機中の資産」ともいいうるとし、そうであるとすれば、いずれ「待機中の負債」の認識が要求されるようになった場合には、負債を踏み倒す権利についても、もし合理的に期待されているという状況になれば、「待機中の資産」として認識するとの議論が全くありえないともいえないであろうとした。これについて岸田は、法的には、債務者が倒産したとしても債務は免除されない限り消滅しないこと、時効の場合でも債権自体が消滅するわけではないこと等を考えると、債権と債務とは、やはり対称的ではなく、さらに保守主義の原則という観点からみると負債につ

いては慎重に会計処理する必要があるのではないかとの見方を示した。これを受けて岩村は、川村報告にあったように、会計は「企業にとっての価値」を表記するものであって、あらゆる法的な権利や義務を表記するものではないと、少なくとも国際会計基準は考えているとした。ただその一方で、保守主義という表現がよいかどうかは別として、例えば、法人の場合、会計的な意味での債務超過が破産要件の1つと解されていることから、会計処理や資産負債の評価方法の変更が企業の破産あるいは整理・再生手続の開始に影響を及ぼすというように、会計が現実にも与える影響を無視することはできないと付言した。そして、例えば、金融危機においては、資産サイドの評価において割引現在価値を採用する一方、負債サイドの評価を引き続き法的債務額としたことが、結果として多くの企業の整理や再編をもたらしたことは事実であり、良し悪しは別として、保守主義は、実はこうしたところに影響すると考えていると述べた。

そのうえで岩村は、少なくとも国際会計基準は、主として企業を投資の対象としてみなすという考え方から出発しているため、負債についても時価評価を行うのが当然の流れであり、そうしなければ、例えば資産性と負債性が頻繁に入れ替わるような派生商品や、債権者と債務者との間のM&A等について考えたときに意味がわからなくなってしまうと指摘した。さらに、その点で、会計は、かつての倫理規範的な考え方から投資的な考え方へと大きくシフトしていると考えられ、いずれにしても法的にどうかという問題と会計上どう表示するかという問題は区別されなければならないとした。これについて柳川は、すべての資産、負債を時価評価することができればすっきりするのであるが、そうでないのは、時価評価をすれば、破綻後の処理方法による評価額への影響を破綻に至る前の評価額に織り込むのが筋であるものの、それは非常に難しいという問題があるためではないかとした。

(3) 総額表示と純額表示（相殺表示）の適否

黒川は、総額表示と純額表示（相殺表示）のいずれが妥当かという問題についてはどのように考えるべきかとの問題提起を行い、例えば情報の豊かさという点では総額表示が妥当といえるかと問うた。これに応じて柳川は、確かに、よりリッチな情報を提供するという点では総額表示のほうが純額表示よりも妥当であろうとした。そのうえで、仮にそうであるとすれば、被担保債権を時価評価する場合には、債権の内容に関する個々の情報が時価という1つの価格にいわば相殺されて表示されてしまうという問題をどう考えるかとの論点を提起した。そして、例えば1億円の債権の時価が8,000万円と評価される場合に、その根拠として、8割しか回収できないためである場合と、ほぼ1億円の回収が可能であるがわずかな確率で回収がほとんどゼロになるためである場合とを、同じように表示することでよいのかという問題を考えると、より多くの情報を提供するという観点からは、純額ではなく、両者の違いがわかるような表示のルールを作る(例えば上記のケースについては、引当金計上方式をとる等により、いわば総額表示とする)のが望ましいということ

になるのではないかとした。そのように考えると、担保についても、それを含めた被担保債権の時価総額に情報が集中されてしまうとしても、自己の保有する債権について、どのような担保権があり、どのような優先順位であるか等についての情報を提供することはありうるのではないかと指摘した。

また岸田は、担保設定者において担保資産と金銭債務を相殺表示しうるかという問題に関し、担保価値を正確に測定可能であれば認めてもよいとも考えられるが、そもそも担保価値を正確に測定できるのかは疑問であるとした。そのうえで、担保は設定者からするとマイナスの情報であり、それゆえに略式担保という方法が認められているともいいうるとすれば、担保に関する情報をすべて開示することを要求することに伴う担保取引への影響も考慮する必要があるのではないかと述べた。

こうした議論を受け岩村は、1つの価格でよいのか、相殺表示でよいのか等の問題を整理する鍵は、やはり決定権の所在とか、ゲーム的な構造の問題にあるように思われるとした。そのうえで、証券的な権利のように、ある価格をとる以外に選択肢がないものについては、それが期待値であろうが、リスク調整期待値といわれようが、その価格を記載する以外にない一方で、担保については、例えば他人の権利や財産権に大きく影響するような中核的な資産（例えばブランド）に設定している場合、それ自体はほとんど無価値であっても非常に決定的な意味を持つこともあり、こうした点を踏まえると、結局はどのようなシナリオを考えるかに依存するのではないかとした。

4．座長の総括コメント

座長の黒川は、以上の報告・討論を踏まえ、次のようにコメントし、本ワークショップを締めくくった。

約25年前、私自身も引当金に関する論文を執筆し、引当金の認識要件に蓋然性基準を用いることの問題点として、貸借対照表に認識される場合とされない場合とがオール・オア・ナッシングになってしまうこと、いったん事象が発生すると多額の損失が生じるが、そうした事象の発生する可能性（蓋然性）が低い場合には引当金が認識されない一方で、損失は小さいが発生する可能性が高い場合には認識されるという矛盾が生じてしまうことを指摘したことがある。また、引当金の測定方法についても、モード（最頻値）、ミーディアン（中央値）、ミーン（平均値）を代表的統計量として取り上げ、検討したことがある。その当時は、資産・負債の現在価値あるいはリスク分散を会計上、どのように反映させるか等の議論がほとんどなされていなかったこともあり、残念ながら、これらの論文に対する反響はあまりなかった。今日、そうした議論が活発化していることを実感し、非常に感慨深いものを感じる。

他方、担保の問題についても、かつて歩積預金について検討したときのことが思い出された。もともとの問題意識は歩積預金をめぐる社会政策上の問題点につ

いて検討することになったが、これを会計上の問題として捉えると、例えば歩積預金によって実質的に上昇している当該企業の借入利率（実効利率）を測定することによって、当該企業にかかるリスクを債権者である銀行がどのように評価しているのかを、外部の第三者が推測する手段となりうるという側面があったのかもしれない。

こうした点からも、今回のワークショップは大変興味深いものであった。今回のワークショップでは、多岐にわたる論点が議論されたが、以下、4点についてコメントすることにより、総括とさせていただきたい。

第1に、会計情報の目的として、一般には利用者の意思決定への有用性が強調されているが、経営者の規律という視点から考えることも重要である。監査の心得として頻繁に引用されるフレーズとして「資産の实在性と負債の網羅性」という表現があるが、これは経営管理上の心得としても当てはまるであろう。こうした観点も踏まえて、会計情報のあり方を検討する必要があるのではないかと思われる。

第2に、会計では、法形式よりも経済的実質が重視されると考えられているが、取引の複雑化により契約内容が細かく規定されているようになってきている今日では、そうした法律関係が取引の経済的実質を示しているとも考えられ、会計処理は、これを踏まえて決定する必要性が高まっていると考えられる。

第3に、会計基準を設定するうえでは、会計上の論理のみを考えるのではなく、会計が持つ経済活動への影響をも考慮することが必要である。

第4に、将来事象の会計への反映を検討する際には、会計が、もともと経営者の意思決定や判断確率を取り込んでいるものであることを、再確認しておくことが必要である。